

00552

# 鳥取縣公報

昭和十七年六月五日  
第千三百三十九號

金曜日

本書ノ次ニサハ國定規格A判

## 告示

### 鳥取縣告示第三百三十二號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依リ生產檢查ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十七年三月十五日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付クベシ

昭和十七年六月五日

鳥取縣知事

土肥

米之

検査月日	検査區域	検査場所	牽付時刻
六月八日	鳥取市(元美保) 同市(高桑) 同市(賀露)	鳥取市吉成 同市田ノ島 同市賀露	午前九時 午後一時 午後三時
六月九日	同市(元中郷) 同市(吉方)	同市濱坂 同市家畜市場	午前九時 午後三時
六月十日	倉田村	倉田村八坂	午前九時
六月十一日	宇倍野村	宇倍野村谷 同村中ノ郷	午前九時 午後一時

六月十二日 米里村  
津ノ井村

米里村久末津  
ノ井村桂木

同 十三日 面影村

面影村雲山

同 十七日 浦富町  
本庄村

浦富町家畜市場

同 十八日 大茅村  
成器村

大茅村栃本  
成器村殿

同 十九日 小田村

小田村池谷

同 二十三日 蒲生村  
岩井町東村

蒲生村蒲生  
岩井町岩井

同 二十九日 大岩村

大岩村字大谷

同 三十日 福部村

福部村海士

### 鳥取縣告示第三百三十三號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依リ生產檢查ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十七年三月十二日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付クベシ

昭和十七年六月五日

00553

検査月日	検査區域	鳥取縣知事	土肥米之	検査場所	検査時刻
六月九日	美穗村一圓	同	同	美穗村上味野	午前八時
同	大正村同	同	同	大正村古海	午後一時
同	東郷村同	同	同	東郷村篠坂	午前八時
同	豊實村同	同	同	豊實村野坂	午後一時
同	千代水村同	同	同	千代水村安長	午前八時
同	松保村同	同	同	松保村布勢	午後一時
同	大郷村同	同	同	大郷村金澤	午前八時
同	吉岡村同	同	同	吉岡村妙徳寺	午後一時
同	湖山村同	同	同	湖山村湖山中	午前八時
同	末恒村同	同	同	末恒村内海	午後一時
同	瑞穂村同	同	同	瑞穂村富吉	午前八時
同	寶木村同	同	同	寶木村矢口	午後一時
同	鹿野町同	同	同	鹿野町鹿野	午前八時半
同	勝谷村同	同	同	勝谷村宮方	午後一時
同	逢坂村同	同	同	逢坂村山ノ宮	午前八時半
同	正條村同	同	同	正條村濱村	午後一時
同	青谷町同	同	同	青谷町青谷	午前八時半
同	日置村同	同	同	日置村奥崎	午後一時
同	日置村同	同	同	日置村早中	午後一時半
同	中郷村同	同	同	中郷村魚尻	午前八時半
同	勝部村同	同	同	勝部村澄水	午後一時
同	小郷河村同	同	同	小郷河村鷺峯	午前九時
同	明治村同	同	同	明治村上原	午前八時半

検査月日	検査區域	鳥取縣知事	土肥米之	検査場所	検査時刻
同	大和村	同	同	大和村長谷	午後一時
同	神戶村	同	同	神戶村上砂見	午後一時

  

検査月日	検査區域	鳥取縣知事	土肥米之	検査場所	検査時刻
六月二十二日	山郷村一圓	同	同	山郷村大字中原	午前九時
同	池田村同	同	同	池田村大字岩屋堂	午前九時半
同	若櫻町同	同	同	若櫻町家畜市場	午後一時
六月九日	士師區	同	同	士師區野原	午前八時半
同	丹比區同	同	同	丹比區大字北山	午後一時
六月十日	富澤區	同	同	富澤區新見	午前八時
同	智頭區同	同	同	智頭區大字安井	午後一時
同	安部村同	同	同	安部村大字安東	午前八時半
同	八東村同	同	同	八東村大字安東	午後一時
六月十一日	社ケ瀬町	同	同	社ケ瀬町大字安東	午前八時半
同	用ケ瀬町同	同	同	用ケ瀬町大字安東	午後一時
同	大御門村同	同	同	大御門村大字安東	午前八時半
同	準大御門村同	同	同	準大御門村大字安東	午後一時
六月十二日	散岐村	同	同	散岐村大字佐貫	午前八時半
同	大伊村同	同	同	大伊村大字佐貫	午後一時
同	船岡家畜市場	同	同	船岡家畜市場	午後一時

00554

検査月日	検査區域	鳥取縣知事	土肥米之	検査場所	検査時刻
六月十三日	西郷村	同	同	西郷村大字牛戸	午前八時半
同	佐治村	同	同	佐治村大字加瀬木	午後一時
同	入上村	同	同	入上村大字河原	午前八時半
同	上私都村	同	同	上私都村大字河原	午後一時
同	中私都村	同	同	中私都村大字河原	午前八時半
同	下私都村	同	同	下私都村大字河原	午後一時
同	賀茂村	同	同	賀茂村大字河原	午前八時半
同	國英村	同	同	國英村大字石田	午後一時
六月十五日	佐治村	同	同	佐治村大字加瀬木	午前八時半
同	入上村	同	同	入上村大字河原	午後一時
同	上私都村	同	同	上私都村大字河原	午前八時半
同	中私都村	同	同	中私都村大字河原	午後一時
同	下私都村	同	同	下私都村大字河原	午前八時半
同	賀茂村	同	同	賀茂村大字河原	午後一時
同	國英村	同	同	國英村大字石田	午前八時半
六月十六日	西郷村	同	同	西郷村大字牛戸	午前八時半
同	佐治村	同	同	佐治村大字加瀬木	午後一時
同	入上村	同	同	入上村大字河原	午前八時半
同	上私都村	同	同	上私都村大字河原	午後一時
同	中私都村	同	同	中私都村大字河原	午前八時半
同	下私都村	同	同	下私都村大字河原	午後一時
同	賀茂村	同	同	賀茂村大字河原	午前八時半
同	國英村	同	同	國英村大字石田	午後一時

検査月日	検査區域	鳥取縣知事	土肥米之	検査場所	検査時刻
同	郡市町村名	同	同	氏名	同
同	東伯郡宇野村	同	同	尾坂 竹藏	同
同	同	同	同	竹中 龍藏	同
同	同	同	同	水野 現藏	同
同	同	同	同	伊藤美善夫	同
同	同	同	同	松村 辰藏	同
同	同	同	同	村中 多三	同
同	同	同	同	三谷 孫平	同
同	同	同	同	武部 勳	同
同	同	同	同	收 重利	同
同	同	同	同	馬田 眞一	同
同	同	同	同	黒田 文一	同
同	同	同	同	兜山與右衛門	同

鳥取縣告示第三百三十五號

蠶絲業組合法ニ依ル左記組合ハ五月二十三日解散ノ届出アリタリ

鳥取縣告示第三百三十八號

昭和十七年三月鳥取縣告示第百十七號鮮魚介類ノ最高販賣價格指定中左ノ通改正ス

鳥取縣告示第三百三十七號

東伯郡宇野村外ニケ村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

00555

前本籍 鳥取縣鳥取市東品治町一三二番地  
新本籍 鳥取縣氣高郡正條村大字濱村五五番地ノ一四  
住所 鳥取市北本寺町三一番地  
前氏名 田中喜久江  
新氏名 濱本喜久江

昭和十七年四月十九日婚姻ニ依リ本籍並前姓田中ヲ濱本ト變更  
ノ爲同年五月十九日付名簿訂正方出願同月二十九日訂正  
住所 岩美郡浦富町大字浦富二八三四番地  
昭和十七年五月二日東京市葛飾區金町四丁目ニ轉住ニ依リ同月  
二十五日付名簿取消方出願同月二十九日取消  
和田 浪 惠

鳥取縣告示第三百四十號

產駒検査施行ニ關スル件

種馬所保管種牡馬種付ニ係ル產駒検査左ノ日割ニ依リ施行ノ旨鳥  
取種馬所長ヨリ通告アリタリ  
昭和十七年六月五日

検査場所	検査月日	時刻	摘要
多里種付所	七月三日	自午前九時 至正午	
米澤種付所	七月四日	同	
入郷種付所	七月五日	同	
大高種付所	七月六日	同	
倉吉種付所	七月七日	同	
種馬所	七月八日	同	

鳥取縣知事 土肥 米之

彙報

六月の大詔奉戴日實施方策

(振興課)

六月の大詔奉戴日は一層「承諾必謹」の精神に徹せしめると共に、左記實施方策に依り實踐事項の徹底を圖ることとなつた。

實施方策

一 大詔に關する講話

六月八日午前六時三十分より十五分間「國民の誓」の時間に於て、後藤大政翼賛會事務總長の大詔に關する講話放送があり、全國民をして「承諾必謹」の精神に一層徹底せしめる。

二 實踐事項

國策輸送力の確保徹底

戰時輸送力の確保は戰爭完遂上必須の要件であり、勝つための原動力であるとの認識を徹底せしめ、全國民が擧つて國策輸送力の確保に協力し、行樂旅行は固より極力不急の旅行を自肅する外贈答用品、自用荷物の輸送を抑制し、併せて國策輸送力に對

00556

する國民的道義心を昂揚し以て戰爭物資輸送の確保、國內生産力の擴充及び國民生活の安定に對する輸送陣の完璧を圖るべきである。

三 實踐事項の解説放送

六月八日午後七時四十分より二十分間「常會の時間」に於て井野農林大臣の「實踐事項」に關する放送がある。

大詔奉戴日實施要項

一方 針

大東亞戰爭完遂の爲必勝の國民士氣昂揚に重點を指向すると共に健全明朗なる積極面を發揮すること

二 實施項目

(一) 詔書奉讀

官公衙、學校、會社、工場等に於ては詔書奉讀式を行ふこと  
と 詔書奉讀式の時刻は業態、交通等を考慮し適宜定むること

(二) 必勝祈願

神社、寺院、教會等に於ては必勝祈願の行事を行ふこと  
但し一般の氏子、信徒に對しては其の職場に於て祈願せしむるものとし殊更に祭式に參列を強制せざること

三 國旗掲揚

各戸に於ては國旗を掲揚すること

四 職域奉公

各自職域の奉公に勵精し殊更に當日を休業とする如きは採らざること

五 其の他の國民運動

農業増産の方途は

耕地擴張と反當收量増加

農村責任協力態勢確立運動

(振興課)

農業増産の方途は、歸するところ耕地の擴張と反當收量増加の二途があるのみである。而して之は從來より採られて來た政策であり、此の政策を一段と強化徹底せしめることに盡きる。

而して之が増産の障害となつてゐるのは土地の狭少、勞力の不足、資材の不足であつて、此の三拍手揃つた惡條件の下に今日最も喫緊の問題となつてゐる食糧増産の目的を達せんがためには重點主義が採られなければならない。

即ち増産計畫を中心として作付種目、作付面積は勿論努力資材の配分についても強力な統制を行ひ、努力資材の利用能率を高める等の方法を講ずることが必要である。依つて縣では次の如き要綱に依つて「農村責任協力態勢確立運動」を展開して所期の目的達成を期することゝなつた。

### 一 食糧増産の目的達成方法

- イ 新農業政策の建前に基く農業報國精神を昂揚すること
  - ロ 農業經營を農業の新條件に適應し得るものに改編すること
  - ハ 多岐多様な具体的増産對策を部落に於て綜合調整すること
- 之等の問題は總て農家自身の問題であり、農家自身の自發的意志に依つて解決しなければならぬ問題である。而もそれは各個人々々で解決出来るものではなく、部落全体の協力に依つて解決しなければならぬ。
- 即ち農付の責任協力態勢と云ふのは食糧問題の責任を果すために、此のやうな問題を解決すべき部落乃至村の積極的な協力態勢を意味してゐるのである。

### 二 責任協力態勢は部落から

かゝる農村の責任協力態勢は部落を基礎として部落から築かれて行かなければならぬ。

### 三 團の任務及び活動

團としての任務は農業團體並に部落農業團體のかゝる運動に積極的に協力することであり、團員としては最も活動的な部落團体の一員として、團体の活潑な活動を促し其の活動を推進することである。團並に團員の本運動に於てなすべき主な事項を示せば次の如くである。

- (A) 町村團員
    - イ 有志談話會常會に於て常に政策の徹底に努める
    - ロ 共同作業等實施の氣運を作ることに努める
    - ハ 部落農業團長を補佐し團体の活潑な活動展開に努める
    - ニ 常に部落活動に率先する
  - (B) 町村團
    - イ 協力態勢確立の障害除去に努める
    - ロ 各部落の歩調を揃へ全村一体の態勢確立に努める
    - ハ 村内各團体の連絡協力に努める
  - (C) 郡團並に縣團
    - イ 町村團に依る運動の指導促進
    - ロ 官廳並に團體との連絡
- ### 四 運動の展開

本運動は團並に團員の日常生活の活動に活かさなければならぬが、團は適宜機會と題目を選んで特別な團の全國運動として展開し、全國的な氣運の醸成と運動の徹底的具体化を圖る。而して之が第一回の運動として田植、除草、病虫害防除の共同作業の普及徹底を目標とする運動を展開する。

尙ほ、現在共同作業の力説せられてゐるのは、唯能率が上るかからと云ふ理由ばかりではなく共同作業が行はれることに依つて自然と村の中に共同責任觀が強くなり、村全体の共同責任態勢、詰り協力態勢が出来て行くのであるから共同作業は右の理由に依つて最も必要なことと云はねばならぬ。次に共同作業實施要領を示して参考に資することとする。

- 一 部落の相談を纏める
  - イ 常會に持ち出す
  - ロ 纏めるための努力：一度や二度で挫折してはならぬ
  - ハ 苦情説得：苦情が出るやうになれば占めたものだ
- 二 共同作業實施前の準備
  - イ 作業範圍の決定
  - ロ 作業班の編成
- 三 勞賃計算方法の決定
  - イ 人畜勞力の能率評價

- ロ 資材の買収
- 四 調査
  - イ 勞力調査
  - ロ 畜力、農機具の調査
  - ハ 耕地狀態の調査
- 五 擔當者の決定

### 戰時家庭教育に就て

時局下家庭教育刷新の重任  
奮つて各位の實踐を期待す

(社會教育課)

未曾有の重大時局に際會し、肇國の大精神に則りて國家の總力を結集し、以て聖業翼賛に邁進すべき時に當り、國運進展の根基に培ふべき「家」の使命は愈々重きを加へるに至つた。

仍て「家」生活を刷新充實し家族制度の美風を振起して、皇國の重責を負荷するに足る健全有爲なる子女を育成熏陶すべき家庭教育指導要項を定められたので、これが徹底に關し萬遺憾なきを期する爲、今回縣下各市町村長及び各學校長に通牒した。以下その全文を掲げて各位の遺憾なき實踐を期待する次第である。

### 戰時家庭教育指導要項

#### 一 我が國に於ける家の特質の闡明 並に其の使命の自覺

我が國に於ける家は

- (イ) 祖孫一體の道に則る家長中心の結合にして人間生活の最も自然なる親子の關係を根本とする家族の生活として情愛敬慕の間に人倫本然の秩序を長養しつつ永遠の生命を具現し行く生活の場なること
  - (ロ) 畏くも 皇室を宗家と仰ぎ奉り恒に國の家として生成發展し行く歴史的現實にして忠孝一本の大道に基く子女鍊成の道場なること
  - (ハ) 親子、夫婦、兄弟、姉妹和合團樂し序に従つて各自の分を盡くし老を扶け幼を養ふ親和の生活の裡に自他一如、物心一如の修鍊を積み進んで世界新秩序の建設に參するの素地に培ふものなること
- 等をその特質とすることを闡明し我が國に於ける家の國家的並に世界的意義に徹せしめ之が使命の完遂に遺憾ならしめんことを要す

#### 二 健全なる家風の樹立

家風は家々の傳統の具體的表現なると共に不斷に生成發展すべきものなり、家人の性格は家風によりて律せらるること大にして家人の、従つて國民の健全なるか否かは家風の如何に關する家風は家によりて異なるものありと雖も我が國に於ける家の特質に鑑み健全なる家風の樹立のために特に左記諸項の徹底につき留意するを要す

- (イ) 敬神崇祖  
敬神崇祖は祖孫一體の道の中樞たるべきものなり敬神は實に天皇に歸一し奉る所以崇祖は 天皇に仕へまつれる祖先を祀り崇ぶ所以にして敬神と崇祖とは相合致して忠孝一本の大道を顯現するものなり従つて各戸必ず神柵を設けて日常禮拜を怠らず祭祀を行事として嚴肅に執行し敬神崇祖の精神を具現せしむるを要す
- (ロ) 敬愛、親和、禮節、謙讓  
家長を中心として親子、夫婦、兄弟の序を正しくすることは家庭生活の根本なり家人相互に敬愛の情を盡し親和の間に禮節を忘れず相互に謙讓して協力奉公の實踐に力めて家庭生活を健全ならしめ此の間健全なる國家の基礎を確立す
- (ハ) 一家和樂  
家庭生活は國家活動の源泉にして道義に基づく家庭生活の實踐は自ら之を和樂ならしむ勤勞と規律とを和するに寛きを以てし一家團樂

の樂しみを偕にすることは更に豊かなる生活力に培ふ所以なり

#### (ニ) 隣保協和

血縁と地縁とは古來我が國に於ける家と家との結合の基本にして血縁による家と家との親和の實を移して地縁による隣保に及ぼし延いては國家的結合を家族的ならしむるところに家の日本の性格の存する所以を認識せしめ隣保協和の實を擧げしむ

#### 三 母の教養訓練

家庭教育は固より父母共に其の責に任ずべきものなれども子女の薰陶養護に關しては特に母の責務の重大なるに鑑み母の教養訓練に力を致し健全にして豊かなる母の感化を子に及ぼし次代の皇國民の育成に遺憾ならしむると共に健全にして明朗なる家を實現せしめんが爲に特に左記諸項の徹底につき留意するを要す

#### (イ) 國家觀念の涵養

家庭生活は單なる家の生活に止まらず常に國家活動の源泉なることを理解せしめ一家に於ける子女は單に家の子女としてのみならず實に皇國の後勁としてこれを育成すべき所以を自覺せしむ

#### (ロ) 日本婦道の修練

個人主義的思想を排し日本婦人本來の從順、溫和、貞淑、忍耐、奉公等の美德を涵養練磨するに努めしむ

#### (ハ) 母の自覺

子女の性格は母の性格の反映によること極めて大にして皇國の次代を荷ふべき人材の萌芽は今日の母の手によりて育成せらるることと思ひ子女の薰陶養護に對する母の責任と使命とを自覺せしむ

#### (ニ) 科學的教養の向上

國民の科學的教養は幼少の間に啓培することを要し而も子女の科學愛好の精神は母の教養に負ふところ極めて大にして家庭生活各般の問題を處理するに科學の謬らざる活用を圖ることは國策への協力にとりて極めて緊要なり仍りて特に母の科學的教養の向上を圖り子女の教養に寄與せしむると共に國策への協力を徹底せしむ

#### (ホ) 健全なる趣味の涵養

母たるものの趣味の向上が家庭生活を豊かにし之を明朗ならしむると共に子女の品性情操の陶冶に影響するところ大なる所以を認識せしめ日常生活の間健全優美なる趣味の涵養に努めしむ

#### (ヘ) 強健なる母体の鍊成

強健なる子女は強健なる母より生まる母たるものに保健衛生の思想を徹底せしめ常に活動と休息とに關する正しき考慮を拂はしむると共に積極的に身心鍛鍊の方途を講じ以て心身の保健を向上維持せしむることは極めて肝要なり特に産前産後の保健衛生には萬全の處置を講ぜしむ

#### 四 子女の薰陶養護

子女の薰陶養護は家庭教育の中核なり父母の慈愛の下、健全なる家風の中に有爲なる次代皇國民の鍊成を爲すべく特に左記事項に留意するを要す

(イ) 皇國民たるの信念の啓蒙

我が國体の萬邦無比にして皇恩の廣大無邊なる所以、日本人として生を享けたることの喜びと誇りとを体得せしめ以て幼少の間に自から盡忠報國の信念を固めしむ

(ロ) 剛健なる精神の鍛鍊

質實剛健、堅忍持久、勇往邁進の精神を養ひ氣宇を廣大ならしめ鞏固なる意志を鍛鍊し其の實踐力を培養せしむ

(ハ) 醇乎たる情操の陶冶

清雅にして醇乎たる情操を陶冶し明朗瀟灑なる性格と高潔なる品性を涵養せしむ

(ニ) 良き職

子女の自發的活動性を徒に阻止することなく自律自製の訓練を加へ日常生活の間自から良習慣を修得せしむ就中剛健なる國民の基礎に培ふ爲に勤勞、節儉、忍苦の精神を涵養し之が習慣を養はしむ

(ホ) 身体の養護鍛鍊  
子女の身体の發育情況、健康状態に留意し之が養護に力むると共に積極的な鍛鍊を重んじ強健なる身体の中に雄渾なる氣魄を培養せしむ

#### 五 家生活の刷新充實

大東亞戰爭の目的を完遂し、皇國永遠の發展を期する爲家生活の刷新充實を圖るは正に今日の要務と謂ふべし特に左記各項に留意するを要す

(イ) 時局認識

國家活動の基礎は家を齊ふるにあるは古今の通則にして大東亞建設の目的完遂に家生活が如何に大なる關聯を有するかを自覺せしむると共に絶えず時局に關する綜合的認識を深め時局に即應する主婦の責務に關して常に正鵠なる識見を養成せしむ

(ロ) 家庭經濟の國策への協力

國策を理解せしむると共に家庭經濟の國家的意義を十分自覺せしめ之が國策への積極的協力を爲さしむ

(ハ) 家生活に於ける科學の活用

家生活に關する實際の科學的知識を與へ家生活の各般に亘りその整齊に對して科學の活用を十分圓滑ならしめ偏曲せる生活の科學

00562

00561

化を昇止すると共に時局の進展に即應する生活態度を修得せしむ

(ニ) 家族皆勞

勤勞の精神が家に漲り家族の全員が夫々分に應じて進んで勤勞に従ふとは健全なる家生活を維持し延いては國家の興隆を圖る所以なり戦時下勞力不足の今日に在りては特に家族全員の協力による勞力の補填並に増強が國家に極めて重要な所以を強く自覺せしめ之が實行に力めしむ

(ホ) 隣保相扶

家生活の刷新充實を圖らんが爲には各家互に孤立しては到底其の實現を期すべからず隣保相扶け有無相通じ特に軍事援護の實を擧げ協力一致以て家の内外を通じて生活の刷新充實に力めしむ

(ハ) 國防訓練

國家總力戰の一翼として防空、防火、防諜の重要な所以を自覺せしめ必要に應じ其の訓練を實施して國防の完璧を期せしむ

(ト) 家庭娛樂の振興

健全なる家庭娛樂は家生活を明朗且つ豊かならしむると共に子女の性格陶冶に影響するところ甚大なり仍て健全なる家庭娛樂の指導に意を用ひ地方の實情に應じ個々の家庭に適合する娛樂を奨励して健全なる生活の維持増進に寄與せしむ

#### 母乳哺育の強調

健康兒は常に母乳榮養兒

(衛生課)

乳兒を育てるには人乳にまさるものはない。乳兒の發育を見ても人乳榮養の乳兒は人工榮養の乳兒に較べて發育が良いのが常であつて、いわゆる優良兒の多くは何時も人乳榮養兒に見るのである。又病氣にかゝる割合からいつても、死亡する割合からいつても、人乳榮養は人工榮養より少い。

それに現今のやうに育児用乳製品の不足勝な場合に於ては、出来るだけ人乳を以て育てることを考へなければならぬのであつてこれが爲には母親は先づ充分に乳が出るやうに心掛けることが必要である。それには母親は常に心身を壯健に保ち、榮養を充分に攝ることが大切であるし、又乳房の病氣をせぬやう常に清潔を保つことを怠つてはならない。

乳兒を哺育するに當つて始めに母乳の量が足りないことがあるが、こんな場合でも努めて與へれば段々出て来る場合が多いから母乳が足りないからといってすぐに斷念して人工榮養に移すことはよろしくない。又母乳は暫く止めると自然出なくなるもので、

00563

その爲に乳児の榮養に差支への起ることが多い、従つて乳児脚氣の場合でも成るべく母乳を続けながら療治をするのがよいのである。人乳の良否は簡単な検査位でわかるものでないから、確かな據んどころもなく直ぐにやめるのはよろしくない。特に早産児、先天性弱質の乳児、その他少くとも生後二―三ヶ月以内の乳児の場合には人乳を以て育てるのを最も安全とするのである。

母乳の飲ませ方は乳児が丈夫な時は一度に充分與へればよいのであつて、授乳時間の間隔は大休生後一―二ヶ月は三時間位、その後は三時間半或は四時間位とし、夜の間は長くする。一日の回数は乳児の發育するに従つて七回、六回、五回となる。然し母乳の量の足りない時や乳児の哺乳力の弱い時は多少これより回数を多くするのである。又時々乳児の体重を測つて發育の模様を注意することを怠つてはならぬ。

隣組等に母乳の餘程澤山出る人があつたら、母乳がなくて困つてゐる人に與へて貰ひたいものである。この場合は適當な時間に直接乳児に飲ませてもよいし、又壞のやうな器物に搾つてもよい。或は搾つてから瀧氏八十度乃至百度で五分以内熱して密閉し冷い處に蓄藏すれば數時間後に使用することも出来る。但し本來からいへば人乳を煮沸して乳児に與へることは餘り好ましいことではないから、成るべく生乳を用ふるやうにしたい。

乳を與へる人は勿論健康でなければならぬのであつて、特に梅毒、結核、脚氣等には注意を要する。乳を貰ふ兒の月齡と、乳を與へる人の乳兒の月齡とは多少違つても差支へないから、もし人工榮養で消化不良症にかゝつてゐるやうな場合には努めて母乳を與へて貰ひたいものである。これが治療の最善の方法でもあり、人的資源確保の道でもある。この消化不良症のために死亡する乳児の数は一ヶ年に約四萬もあるのであつて、まことに残念な次第である。

◎傳染病患死者 (五月中旬○印ハ疫痢)

病類別	赤痢	腸チフス	バネラ	痘瘡	チフス	猩紅熱	チフス	流行性
患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者
市郡別	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取市	○	○	○	○	○	○	○	○
米子市	○	○	○	○	○	○	○	○
岩美郡	○	○	○	○	○	○	○	○
八頭郡	○	○	○	○	○	○	○	○
氣高郡	○	○	○	○	○	○	○	○
東伯郡	○	○	○	○	○	○	○	○

00564

兵器献納資源回收 運動醸出金報告

年	西伯郡		日野郡		計
	計	額	計	額	
一九四一	〇	一	〇	一	〇
一九四二	〇	一	〇	一	〇
一九四三	〇	一	〇	一	〇
一九四四	〇	一	〇	一	〇
計	〇	一	〇	一	〇

町村名	金額
氣高郡吉岡村	金九圓九拾六錢
氣高郡湖山村	金五拾圓
西伯郡富益村	金六圓拾錢
氣高郡日置村	金六拾九圓四拾錢
鳥取縣氷菓商業組合	金壹百圓
西伯郡大高村	金貳拾圓
東伯郡旭村	金八圓貳拾五錢
氣高郡豊實村	金四圓拾錢
氣高郡酒津村	金七圓貳拾五錢
東伯郡中北條村	金拾七圓參拾壹錢
東伯郡矢送村	金六圓四拾錢
西伯郡成實村	金拾圓八拾錢

◎文部省推薦一般圖書

わが親鸞	昭一六・二・一三〇	山邊習學者	B六判	七十九頁
時の二宮尊徳	昭一七・二・二	菅原兵治著	B六判	二一三〇頁
滿洲の四季	昭一六・二・二一五	金丸精哉著	B六判	一四六〇頁
萬葉集序	昭一七・三・三二	澤瀉久孝著	B六判	一四八頁
		米浪書院發行	B六判	一頁五十錢

◎行旅死亡人

- 一 本籍、住所 不明
- 一 氏名 自稱 小林ハツ
- 一 身分 乞食
- 一 年齢 推定四十歳
- 一 人相、特徴 身長五尺位、丸顔、頭髮白毛交り、肥満
- 一 遺留品 ナシ
- 一 着衣及病名 ニニコ單衣、白ネル腰巻、脚氣衝心
- 一 假埋葬年月日、場所 昭和十七年一月二十日小名濱町修生院墓地
- 一 取扱者 石城郡小名濱町長
- 一 右心當リノ向ハ直接該町村長宛照會相成度

00565

### ◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、身分、職業、不詳
- 一 男女ノ別 男 推定年齢六十歳位
- 一 相貌特徴 身長五尺二寸位、瘡形、頭髮白長ク鬚多シ、目耳普通、鼻高シ、齒上ナシ下全部アリ、左腕上部ニ「イクタカ」ノ入墨アリ
- 一 著衣及所持金品 黒學生服上衣一、國防色乗馬ズボン一、コットンズボンシヤツ上下一、メリヤスシヤツズボン下一、黒サーヂチヨツキ一、アンダーシヤツ一、スキー帽一、沓下三足、沓下止一組、編上靴破損モノ一足、黒革帶一、唐草模様風呂敷一、黒革褌口一、現金十三銭在中
- 一 黒革煙草一、櫻皮煙草煙管一
- 一 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年三月二十三日
- 一 死亡年月日 昭和十七年二月二十二日頃ト推定
- 一 死亡ノ場所 北海道室蘭市母戀北町母戀富士中腹不動山御堂内
- 一 埋葬年月日 昭和十七年三月二十四日室蘭市モトマリ共同墓地
- 一 取 扱 者 室 蘭 市 長
- 一 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

### ◎ 行旅死亡人

- 一 本籍 愛知縣名古屋市以下不詳
- 一 住所 不詳
- 一 自稱 鈴木文次郎

- 一 年齢 六十四歳位ノ男
- 一 人相 丸顔、眉濃ク、鼻高ク、肉肥ヘ、色白シ、其他普通
- 一 着衣 草色ジャンパーニ茶色アンダーヲ着シ、ズボンハ茶褐色ニシテ黒足袋ヲ穿ク
- 一 死亡ノ日時 昭和十七年四月六日午後九時
- 一 死亡ノ状態 昭和十七年四月六日宇治山田市々内ニ之木町日ノ丸欣淨寺境内ニ於テ發見シタル時ハ意識不明ニシテ本人ヨリ聽取不可能ニシテ通行人ノ言ニ依リ本籍、氏名ヲ記載シタリ、直ニ同市救護所へ收容醫師ノ手當ヲ加ヘタルモ腦充血ノタメ死亡シタルモノ、如シ
- 一 取扱者 宇治山田市長
- 一 右心當リノ者ハ直接該市長へ照會相成度

### ◎ 行 旅 病 人

- 一 本籍、住所、氏名 自稱新潟市本町通五北村伊三郎
- 一 年齢 四十五歳
- 一 被救護者ノ状況 白痴ニシテ頭髮、髻、鬚等曾テ剃リタルコトナキ狀況ニシテ凍傷ニテ足痛ミ居リ歩行困難ナリ
- 一 救護開始年月日 昭和十七年二月二十八日午後十時十七分與羽線上リ列車ニテ來市待合室ニ例レタルモノナリ、病氣ト空腹疲労ニ依ルモノノ如シ
- 一 經歷地及出向地 同人ハ數年前ヨリ秋田市内川尻町ノ木賃宿ニ止宿シ又ハ季節ニ依リ寺院ノ山門或ハ堂宇ノ下ニ野宿シ乞食ヲナシタルモ今同土崎方面ヨリ來リタルモノノ如シ
- 一 右心當リノ向直接該市長ハ宛照會相成度

昭和十七年六月五日印刷  
昭和十七年六月五日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 鳥取市 東町 縣